

令和元年 10 月 1 日

入札に関する注意事項

競争入札に参加しようとする者は、別に備える設計図書、入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札をお願いします。

入札心得等は総務課契約管理係の窓口で縦覧できます。

1 入札の方法等について

- ① 入札参加者は質問書等を提出するときは、入札日の 3 日前（休日を除く）までに文書で提出してください。
- ② 入札参加者は、別に定める入札書（別紙様式 1・2）に所要事項を記入の上、これを入札当日、封筒に入れず入札書を二つ折りにして、入札会場の入札箱に投函してください。
- ③ 入札は、業務等の総額について見積もり、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。（課税事業者の場合、消費税相当額を控除した額）
- ④ 建設工事の入札案件について、入札書にその内訳を記載した「入札書兼内訳書」を初回（1 回目）の入札時に投函してください。ただし、再度（2 回目）入札以降においては、原則として内訳書の提出を求めません。
- ⑤ 入札書は書留郵便で差し出すことができます。この場合封筒の表面に宛名を「軽井沢町長 ○○○○様」、「何々入札書在中」と明記してください。ただし、町内業者については郵送によらず直接提出することができます。ただし、入札書が、所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとします。
- ⑥ 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状（別紙様式 3）を町長（入札当日の受付）に提出して確認を受けてください。また、委任をした場合は、入札書に代理人氏名及び委任状に押印した代理人の印鑑をもって入札をお願いします。この場合、入札書に委任者の押印は不要です。
- ⑦ 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。また、一度提出した入札書は、書替え、引替え又は撤回することはできません。

2 入札の辞退等について

- ① 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- ② 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申

し出てください。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届（別記様式4）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- ③ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

3 入札の取りやめ等について

入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

4 入札の無効について

次の各号の一に該当する入札書は、無効になりますので注意してください。

- ① 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- ② 同一人が入札した2通以上の入札書
- ③ 入札参加者が協定して入札した入札書
- ④ 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- ⑤ 記名、押印のない入札書
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- ⑧ 建設工事の入札案件について、内訳書の提出がない入札書及び、入札金額と内訳金額に相違がある入札書

5 開札について

開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行います。

6 落札者及び落札価格の決定等について

- ① 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がありますので、入札心得をご覧ください。
- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者のくじにより落札者を決めます。
- ③ 当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代

わって入札事務に関係のない当町の職員にくじを引かせるものとします。

- ④ 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

7 再度入札等について

- ① 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行います。
- ② 再度の入札の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、不調随契とし、直ちに最低の価格をもって入札した者より、見積り参加を確認し見積書の提出をお願いします。ただし、見積りは2回までとし、契約に至らない場合は不調とします。

8 契約の締結等について

- ① 落札者は、落札決定後5日以内に契約締結をお願いします。
- ② 契約に要する経費は契約人の負担とします。
- ③ 契約人は、契約締結後10日以内に、業務等に着手してください。

9 その他

入札保証金の納付、公正な入札の確保、経営事項審査結果通知書、入札保証金の処理、契約保証金の納付等については、入札心得を閲覧してください。